

国立大学法人佐賀大学意向調査実施要項

(平成27年3月4日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人佐賀大学学長選考規則（平成17年4月7日制定。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、意向調査を実施する場合における実施方法、事務その他意向調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(意向調査)

第2 意向調査は、電磁的方法により、学長候補適任者のうちから、学長にふさわしいとする者1人を選択する方法により行う。

(業務)

第3 意向調査は、学長選考・監察会議が実施する。

2 学長選考・監察会議は、意向調査の実施に当たり、次に掲げる業務を行う。

- (1) 意向調査の実施方法等の公表等に関すること。
- (2) 意向調査の実施結果の公表に関すること。
- (3) 学長候補適任者に関する略歴、所信及び推薦理由等を記載した学長選考広報の作成並びに配布すること。
- (4) 意向調査参加資格者名簿の作成に関すること。
- (5) 意向調査の電磁的方法の利用に関すること。
- (6) その他意向調査の事務に関すること。

3 学長選考・監察会議は、意向調査を円滑に実施するため、学長選考・監察会議委員以外の職員のうちから学長選考・監察会議議長が指名した者（規則第6条第2項の学長候補適任者となった者を除く。以下「意向調査実施担当者」という。）に前項に規定する業務の一部を行わせるものとする。

4 意向調査実施担当者は、学長選考・監察会議委員を助け、学長選考・監察会議が定める業務を処理する。

5 学長選考・監察会議は、意向調査実施担当者のうちから、意向調査実施責任者1人及び意向調査副実施責任者若干人を指名するものとする。

6 意向調査の事務は、総務部総務課が行う。

(意向調査の実施方法等の公表等)

第4 第3第2項第1号の規定に基づく実施方法等の公表は、意向調査の開始日の14日前までに行うものとし、併せて第5に規定する意向調査参加資格者に通知する。

2 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項を公表し、及び通知する。

- (1) 意向調査の実施日時及び方法
- (2) 学長候補適任者の氏名及び所属
- (3) 学長候補適任者の所信表明書
- (4) 学長候補適任者の略歴等を意向調査参加資格者の閲覧に供する場所及び日時

(意向調査参加資格者)

第5 意向調査参加資格者は、意向調査の実施方法等を公表した日（以下「公表した日」という。）の前日に本学に在職する別表に定める職員とする。

2 前項の規定にかかわらず、公表した日の前日において次に該当する者は、参加資格を有しない。

(1) 休職中の者

(2) 停職中の者

(3) 休業中の者（部分休業中の者を除く。）

3 前項に定めるもののほか、意向調査の開始日の前日までに退職する者は、参加資格を有しない。

（意向調査参加資格者名簿の縦覧）

第6 学長選考・監察会議は、意向調査参加資格者名簿を作成し、公表した日から意向調査の開始日の前日まで所定の場所に備え置き、意向調査参加資格者の縦覧に供するものとする。

（学長候補適任者の略歴等の閲覧）

第7 学長選考・監察会議は、学長候補適任者の略歴その他必要な事項が記載された書面を所定の場所に備え置き、意向調査参加資格者の閲覧に供するものとする。

（電磁的方法の利用等）

第8 意向調査参加資格者は、電磁的方法において記載された事項を確認の上、電磁的方法により回答するものとする。

2 意向調査実施担当者は、電磁的方法における意向調査を管理する。

（調査の終了）

第9 意向調査実施担当者は、電磁的方法における回答時間が終了したときに調査を終了しなければならない。

（調査の集計）

第10 電磁的方法における調査の集計は、意向調査実施担当者が確認し、非公開とする。

2 前項の調査の集計は、電磁的方法における調査の終了後直ちに行わなければならない。

（集計結果の報告等）

第11 意向調査実施責任者は、電磁的方法における回答を点検し、意向調査実施結果報告書（様式第1号）を作成し、学長選考・監察会議に報告するものとする。

2 学長選考・監察会議は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに五十音順に公表するものとする。

（解釈）

第12 この要項の解釈について疑義が生じたときは、学長選考・監察会議が決定する。

附 則

この要項は、平成27年3月4日から実施する。

附 則（平成31年2月21日改正）

この要項は、平成31年2月21日から実施する。

附 則（令和4年1月19日改正）

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和 5 年 3 月 3 日改正）

この要項は，令和 5 年 3 月 3 日から実施する。

別表（第5関係）

意向調査参加資格者

区 分	有資格者職名等（ただし、非常勤を除く。）
教育職員	教授，准教授，講師，助教，助手
一般職員	事務局長，部長，次長，課長，事務長，監査室長，副課長，副事務長，専門職，係長，技術専門員，技術専門職員
医療系職員	部長，副部長，看護師長，副看護師長，技師長，副技師長，療法士長，技士長，係長

- 備考） 1 別表の職名等は，国立大学法人佐賀大学職員人事規程（平成16年4月1日制定）別表に規定する区分，職種及び職名による。
- 2 理事が事務局長を兼ねる場合は，当該事務局長は理事として取り扱う。
- 3 国立大学法人佐賀大学再雇用職員就業規則（平成16年4月1日制定）の適用を受ける者は，意向調査参加資格者から除く。